高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第29号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)を平成26年10月１日から下記の通り変更するとともに、料金公告１．⑶⑱に基づく企画割引（以下「企画割引」という。)として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成26年９月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

料金公告の変更

料金公告２．⑶２）を次のように改め、別添８の次に別添９を加える。

２）一般国道158号（安房峠道路）

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)。

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。)第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。)第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう。以下同じ。

ロ　割引率等

⑴　ポイントの付与

料金の額10円毎に１ポイントを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

⑵　ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

⑶　弾力的なポイントの付与及び割引

⑴及び⑵に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第６号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

②　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

なお、上記にいう「車載器」は利用規程第３条第１号に規定する車載器をいう。以下同じ。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③　乗合型自動車回数券割引

イ　割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添１－１ルに定める乗合型自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

④　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に通行する自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。)。なお、上記にいう「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。)が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。

ロ　割引率等

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成36年３月31日までとする。

⑤　平日朝夕割引

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。)以外の日（以下「平日」という。)の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。ただし、本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「２会社」という。)及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。)の適